

杉並区建築物等の解体工事及び アスベスト飛散防止に関する指導要綱

平成 17 年 11 月 8 日

杉並第 56857 号

改正 平成 18 年 4 月 6 日杉並第 1092 号 平成 19 年 4 月 9 日杉並第 1947 号
平成 24 年 3 月 19 日杉並第 65502 号 平成 26 年 6 月 10 日杉並第 14384 号
平成 28 年 3 月 30 日杉並第 66500 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物等の解体工事に係る騒音、振動等の被害防止、計画の事前周知及びアスベストの飛散防止により、区民の健康と生活環境を確保することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 以下に掲げる建材をいう。
 - ア 吹付けアスベスト
 - イ アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（アに掲げるものを除く。）
- (2) アスベスト含有成形板等 アスベストを含有する建材等のうち、吹付けアスベスト等を除く建材等をいう。
- (3) 建築物等 建築物、工作物その他施設をいう。
- (4) 解体工事 建築物等のうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 1 条第 3 号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事及び改修工事をいう。
- (5) 発注者 解体工事に関する請負契約の発注者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (6) 工事施工者 建築物等の工事を行う請負人又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (7) 発注者等 発注者及び工事施工者をいう。
- (8) 近隣住民 解体工事を行う建築物等の敷地境界線から建築物等の高さに等しい水平距離の範囲内に居住する者及び事業を営む者等とする。ただし、解体工事を行う建築物等の高さが 15メートル以下の場合、当該建築物等の敷地境界から 15メートルの水平距離の範囲内において居住する者及び事業を営む者等とする。

(区長の責務)

第 3 条 区長は、解体工事による紛争を未然防止するため、発注者等に対して、必要な措置を講ずるよう適切な指導を行わなければならない。

(解体工事における発注者等の責務)

第 4 条 発注者等は、建築物等の解体工事の計画及び工事に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に配慮するよう努めなければならない。

- (1) 解体工事用の建設機械を使用する場合は、低騒音・低振動型の機器とし、丁寧な運転に

努めるものとする。また、建設機械の整備不良により、異常な騒音、振動が発生しないよう点検及び整備を行うこと。

- (2) 当該工事現場周辺への公害の防止のため、仮囲い、養生シート等を設けるとともに、十分な危害防止の措置を講ずること。また、粉じん等が生じる場合は、散水等適切な処置を行うこと。

(発注者等の責務)

第5条 発注者等は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 工事施工者は、建築物等の解体工事を施工する前に、当該建築物等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有成形板等の使用の有無等について、調査を行い、発注者へ報告すること。
- (2) 工事施工者は、前号の調査結果及びその結果に基づいて実施する解体工事の内容及び飛散防止対策等について、工事開始の7日前までに、当該工事現場の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 工事施工者は、吹付けアスベスト等を含有する建築物解体工事又はアスベスト含有成形板等を使用した建築物等の解体工事を施工するときは、関係法令並びに遵守事項に従って工事を行うことによりアスベストの飛散を防止するとともに、アスベストの飛散状況について監視を行い、人の健康や生活環境に障害を及ぼさないようにすること。

2 前項第2号の掲示は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 解体工事の名称、所在地及び実施期間
- (2) 前項第1号の事前調査の結果、調査方法、調査終了日及び調査を行った者の氏名又は名称及び住所
- (3) 解体等に伴うアスベストに関する各種届出の名称、届出先及び届出日
- (4) アスベストの飛散防止対策及び作業方法
- (5) 発注者等の氏名又は名称及び住所
- (6) 現場責任者氏名及び連絡先
- (7) 根拠法令

(発注者の配慮)

第6条 発注者は、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 解体工事の発注に当たり、建築物等における吹付けアスベスト等又はアスベスト含有成形板等の使用の有無等に関する情報の提供に努めること。
- (2) 施工方法及び工期等について、遵守事項に従うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮すること。

(近隣住民への説明等)

第7条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、当該工事の内容等について、工事開始の7日前までに、近隣住民に説明会もしくは戸別訪問により説明しなければならない。

(説明事項)

第8条 発注者等は、前条の規定による説明においては、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を説明しなければならない。

- (1) 解体工事の工期、作業内容、作業時間及び解体方法
- (2) 安全対策及び騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
- (3) 吹付けアスベスト等やアスベスト含有成形板等の使用の有無

2 前項に掲げるもののほか、吹付けアスベスト等除去工事を行おうとする場合、前条に規定する

説明事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 解体建築物の規模及び構造
 - (2) 解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係の概要
 - (3) 工期、解体方法、作業時間及び作業内容
 - (4) 作業範囲、資材、廃材等の搬出経路及び工事車両の通行経路
 - (5) 解体建築物の吹付けアスベスト等の使用状況
- (区長への届出)

第9条 発注者は、第5条第1号の事前調査の結果、吹付け面積等の大小を問わず、吹付けアスベスト等が使用されていることを確認したときは、当該吹付けアスベスト等使用建築物等の解体工事（以下「吹付けアスベスト等含有建築物解体工事」という。）の開始の14日前までに、当該吹付けアスベスト等含有建築物解体工事に係るアスベストの飛散防止方法の詳細及び飛散状況の監視その他の計画について、吹付けアスベスト等飛散防止方法等計画届出書（第1号様式）により、区長宛てに届け出ること。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項の規定による届出をすべき者についてはこの限りでない。

2 発注者等は、第5条第2号に規定する掲示及び第7条に規定する説明に係る計画又は実施内容について、当該工事の7日前までに、解体工事計画届出書（第2号様式）により区長宛てに届け出ること。ただし、解体床面積の合計が80平方メートル未満の建築物等については、この限りではない。

(報告)

第10条 区長は、吹付けアスベスト等含有建築物解体工事の実施状況について、その作業を行う発注者等に対し報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

2 平成17年11月15日から平成17年12月15日までの間において開始する解体等工事に係る表示について、第4条第2号中「工事開始の7日前まで」とあるのは「工事開始前のできる限り早期に」と、また、解体等工事に係る説明について、第4条第4号中「工事開始の5日前まで」とあるのは「工事開始前のできる限り早期に」と、また、吹付けアスベスト等含有建築物解体等工事の届出について、第4条3号中「工事開始の14日前まで」とあるのは「工事開始前のできる限り早期に」と読み替えて適用する。

附 則（平成18年4月6日杉並第1092号）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 本要綱第4条第4号に規定する吹付けアスベスト等飛散防止方法等計画の届出において、施行の日から平成18年4月30日までの間、本要綱改正前の第1号様式による届出は、改正後の第1号様式の2及び別紙による届出とみなす。

附 則（平成19年4月9日杉並第1947号）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 本要綱第4条第3号に規定する吹付けアスベスト等飛散防止方法等計画の届出において、施行の日から平成19年4月30日までの間、本要綱改正前の第1号様式の2及び別紙による届出は、改正後の第1号様式による届出とみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日杉並第 65502 号）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 10 日杉並第 14384 号）
この要綱は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日杉並第 66500 号）
この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。